

2 財政指標の政令指定都市の中でのランクは？

(1) 他都市と比較すると、実質公債費比率は高い（悪い）レベル

- ・岡山市の指標を政令指定都市(18市)で比べてみると、経常収支比率は4位であるものの、標準財政規模は18位、健全化判断比率である実質公債費比率は16位という状況です。
- ・引き続き財政健全化への動きを速めていく必要があります。

順位	標準財政規模		財政力指数 (3年平均)		経常収支 比率		実質公債費 比率		将来負担 比率		財源調整のための 基金残高(H21末)		標準財政 規模との 比率(%)	順位
	都市名	百万円	都市名	指数	都市名	比率(%)	都市名	比率(%)	都市名	比率(%)	都市名	百万円		
1	横浜市	779,850	川崎市	1.101	浜松市	89.2	堺市	6.3	さいたま市	55.7	新潟市	21,513	11.5	1
2	大阪市	725,933	名古屋市	1.064	新潟市	89.5	さいたま市	7.2	堺市	77.8	仙台市	23,712	10.6	2
3	名古屋市	553,317	さいたま市	1.035	さいたま市	89.9	北九州市	9.9	浜松市	86.2	北九州市	23,254	9.6	3
4	札幌市	417,357	千葉市	1.019	岡山市	90.5	大阪市	10.4	静岡市	123.3	さいたま市	21,578	8.9	4
5	神戸市	382,218	横浜市	1.011	静岡市	90.9	新潟市	11.1	新潟市	130.9	浜松市	15,513	8.8	5
6	京都市	350,913	大阪市	0.959	福岡市	94.0	札幌市	11.3	岡山市	135.6	神戸市	24,049	6.3	6
7	福岡市	331,790	静岡市	0.924	横浜市	95.8	静岡市	12.4	札幌市	137.1	静岡市	9,945	6.3	7
8	川崎市	311,875	浜松市	0.914	京都市	95.9	浜松市	12.5	川崎市	137.4	岡山市	8,244	5.2	8
9	広島市	270,352	仙台市	0.861	川崎市	96.4	仙台市	12.7	仙台市	170.9	大阪市	32,751	4.5	9
10	さいたま市	242,474	福岡市	0.847	堺市	96.8	名古屋市	12.7	北九州市	173.5	福岡市	14,912	4.5	10
11	北九州市	242,215	堺市	0.822	仙台市	97.4	京都市	12.7	神戸市	175.6	広島市	10,481	3.9	11
12	仙台市	223,268	広島市	0.810	神戸市	97.9	川崎市	13.4	名古屋市	218.6	川崎市	9,305	3.0	12
13	千葉市	195,017	岡山市	0.774	広島市	97.9	神戸市	13.9	福岡市	237.7	札幌市	12,550	3.0	13
14	新潟市	186,608	京都市	0.762	名古屋市	98.1	広島市	15.7	大阪市	238.7	名古屋市	12,261	2.2	14
15	堺市	172,562	神戸市	0.735	千葉市	99.2	福岡市	16.8	京都市	247.7	横浜市	14,858	1.9	15
16	浜松市	176,152	新潟市	0.705	札幌市	99.8	岡山市	17.0	横浜市	255.2	京都市	3,728	1.1	16
17	静岡市	159,078	北九州市	0.705	北九州市	99.8	横浜市	19.1	広島市	260.9	堺市	1,908	1.1	17
18	岡山市	159,057	札幌市	0.699	大阪市	100.2	千葉市	21.1	千葉市	306.4	千葉市	1,581	0.8	18
	単純平均	326,669	単純平均	0.875	単純平均	95.5	単純平均	13.1	単純平均	176.1	単純平均	14,564	5.2	

(注) 財政調整のための基金は、財政調整基金と減債基金の合計

※新潟市・浜松市はH19.4～、岡山市はH21.4～政令指定都市へ移行

* 同値の場合は、北に位置する市を上位に表記

(2) 経常収支比率の中では公債費の割合が高い

- ・ 経常収支比率の内訳をみると、人件費に充当にされた一般財源の割合が25.7%で同率の6位、以下扶助費が12.6%で9位、公債費が23.8%で10位、物件費が10.9%で5位、繰出金が7.1%で同率の7位となっています。
- ・ 他の政令市と比較して、公債費の割合が高く、全体の比率を引き上げる要因となっています。

順位	経常収支比率 (%)		経常収支比率の内訳											順位	
			人件費		扶助費		公債費		物件費		繰出金		その他		
	都市名	比率 (%)	都市名	比率 (%)	都市名	比率 (%)	都市名	比率 (%)	都市名	比率 (%)	都市名	比率 (%)	都市名		比率 (%)
1	浜松市	89.2	福岡市	20.3	静岡市	8.5	堺市	16.5	神戸市	8.3	千葉市	5.6	さいたま市	7.4	1
2	新潟市	89.5	横浜市	22.6	浜松市	9.3	さいたま市	17.2	大阪市	8.7	川崎市	5.9	神戸市	9.2	2
3	さいたま市	89.9	札幌市	24.0	新潟市	9.7	新潟市	18.6	京都市	8.9	さいたま市	6.0	京都市	9.6	3
4	岡山市	90.5	新潟市	24.4	仙台市	10.6	浜松市	20.6	名古屋市	10.7	福岡市	6.3	岡山市	10.4	4
5	静岡市	90.9	北九州市	25.1	さいたま市	10.8	横浜市	20.7	岡山市	10.9	広島市	6.8	浜松市	10.6	5
6	福岡市	94.0	仙台市	25.7	千葉市	11.8	名古屋市	21.7	札幌市	11.8	名古屋市	7.0	静岡市	10.9	6
7	横浜市	95.8	浜松市	25.7	神戸市	12.2	京都市	21.9	北九州市	12.4	仙台市	7.1	北九州市	10.9	7
8	京都市	95.9	岡山市	25.7	広島市	12.4	札幌市	22.5	新潟市	12.7	岡山市	7.1	福岡市	11.0	8
9	川崎市	96.4	広島市	25.9	岡山市	12.6	静岡市	23.3	川崎市	12.7	横浜市	7.5	仙台市	11.5	9
10	堺市	96.8	千葉市	26.9	川崎市	13.2	岡山市	23.8	横浜市	12.9	浜松市	7.5	堺市	11.5	10
11	仙台市	97.4	静岡市	26.9	名古屋市	13.2	広島市	24.0	静岡市	13.0	大阪市	7.5	大阪市	11.9	11
12	神戸市	97.9	堺市	27.2	北九州市	13.6	川崎市	24.1	福岡市	13.7	神戸市	7.8	川崎市	12.0	12
13	広島市	97.9	名古屋市	27.8	横浜市	14.3	大阪市	25.8	千葉市	14.6	静岡市	8.3	千葉市	12.4	13
14	名古屋市	98.1	さいたま市	28.3	福岡市	14.3	仙台市	26.9	浜松市	15.5	京都市	8.6	広島市	12.6	14
15	千葉市	99.2	川崎市	28.5	札幌市	14.6	千葉市	27.9	仙台市	15.6	札幌市	8.7	新潟市	15.3	15
16	札幌市	99.8	大阪市	28.7	京都市	15.7	北九州市	28.1	堺市	16.0	新潟市	8.8	名古屋市	17.7	16
17	北九州市	99.8	神戸市	29.6	堺市	16.1	福岡市	28.4	広島市	16.2	堺市	9.5	横浜市	17.8	17
18	大阪市	100.2	京都市	31.2	大阪市	17.6	神戸市	30.8	さいたま市	20.2	北九州市	9.7	札幌市	18.2	18
	単純平均	95.5	単純平均	26.4	単純平均	12.8	単純平均	23.5	単純平均	13.0	単純平均	7.5	単純平均	12.3	

※新潟市・浜松市はH19.4～、岡山市はH21.4～政令指定都市へ移行

※同値の場合は、北に位置する市を上位に表記

※他都市との比較のため、下水道費特別会計への「繰出金」を「その他(補助費等)」として分析

(3) 健全化判断比率等はすべて早期健全化基準をクリア

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」は、各自治体が財政の健全性に関する比率（「健全化判断比率」及び「公営企業の資金不足比率」）を公表し、各指標が基準を超えた場合には、財政の早期健全化や再生並びに公営企業の経営の健全化を図ることを目的としています。

この法律は平成20年4月から一部施行され、本市も平成19年度決算から比率等を公表しています。平成21年4月から法律全体が施行され、健全化判断比率等が早期健全化基準などを超えた場合、財政健全化計画等を策定することになります。

なお本市の平成21年度決算に基づく健全化判断比率等はすべて基準をクリアしています。

【岡山市の健全化判断比率と資金不足比率】

指 標		説 明	平成21年度	平成20年度	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	①実質赤字比率	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率	—	—	11.25%	20.0%
	②連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率	—	—	16.25%	40.0%
	③実質公債費比率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率	17.0%	17.6%	25.0%	35.0%
	④将来負担比率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	135.6%	154.0%	400.0%	
⑤資金不足比率（公営企業ごと）		公営企業ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率	下水道費特別会計 2.4%	該当会計なし —	(経営健全化基準) 20.0%	

※実質赤字額、資金不足額がない場合は、「—」を記載

※連結実質赤字比率の財政再生基準には3年間の経過的な基準（市町村は40%→35%→30%）を設定

※将来負担比率に係る早期健全化基準は、平成20年度決算までは350.0%であったが、政令指定都市移行に伴い、平成21年度決算からは400.0%となっている

※資金不足比率・・・下水道事業は平成22年4月1日より地方公営企業法を一部適用して特別会計から事業会計に移行したため、平成21年度は出納整理期間（平成22年4月1日～5月31日）を設けることなく平成22年3月31日に打ち切り決算をしたため、資金不足が生じたもの

【用語の説明】

一般会計等	一般会計に住宅新築資金等貸付事業費特別会計や合併特例区など10会計を加えたもので、普通会計の会計区分とは異なる。
早期健全化基準	自治体の自主的な改善努力による財政健全化を図るため、①から④のうち、1つでも基準以上となった場合、財政健全化計画を作成し議会の議決を経て、総務大臣に報告。
財政再生基準	国の関与による確実な再生を図るため、①から③のうち、1つでも基準以上となった場合、財政再生計画を作成し議会の議決を経て、総務大臣に報告。
経営健全化基準	公営企業の自主的な改善努力による経営健全化を図るため、公営企業会計ごとに算定した資金不足比率が基準以上となった場合、経営健全化計画を作成し議会の議決を経て、総務大臣に報告。

【岡山市の会計区分のイメージ】

区 分	岡 山 市 の 会 計	健全化判断比率等の対象範囲			
一 般 会 計 等	一 般 会 計	実 質 赤 字 比 率	連 結 実 質 赤 字 比 率	実 質 公 債 費 比 率	将 来 負 担 比 率
	岡山市用品調達費特別会計				
	岡山市住宅新築資金等貸付事業費特別会計				
	岡山市災害遺児教育年金事業費特別会計				
	岡山市公共用地取得事業費特別会計				
	岡山市学童校外事故共済事業費特別会計				
	岡山市母子寡婦福祉資金貸付事業費特別会計				
	岡山市公債費特別会計				
	御津合併特例区				
	灘崎町合併特例区				
	建部町合併特例区				
	瀬戸町合併特例区				
	公 営 事 業 会 計				
岡山市老人保健医療費特別会計					
岡山市駐車場費特別会計					
岡山市介護保険費特別会計					
岡山市後期高齢者医療費特別会計					
公 営 企 業 会 計	法 非 適 岡山市下水道費特別会計	資 金 不 足 比 率 (会計ごとに算定)			
	岡山市駅元町地区市街地再開発事業費特別会計				
	法 適 岡山市病院事業会計				
	岡山市水道事業会計				
	岡山市工業用水道事業会計				
岡山市市場事業会計					
一部事務組合・広域連合 (岡山県広域水道企業団、衛生施設組合 ほか)					
地方公社・第三セクター 等 (岡山市土地開発公社 ほか)					